

山梨県公報

号外第六十八号

平成十八年

十一月二十七日

月 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年十一月二十七日

山梨県監査委員

勝

早川

良

三

同

渡

辺

正

秋

同

同

亘

人

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
政策秘書室 秘書課 広聴広報課 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局	平成18年9月11日 ” ” ”
福祉保健部 福祉保健総務課(監査指導室) 長寿社会課 国保援護課 児童家庭課 障害福祉課 医務課 衛生薬務課 健康増進課	平成18年9月15日
企画部 企画課 新行政システム課 北富士演習場対策課 情報政策課 統計調査課 リニア交通課	平成18年10月23日
県民室 県民生活課(食の安全・食育推進室) 生涯学習文化課 青少年課 男女共同参画課 国際課(パスポートセンター) 議会事務局 出納局	平成18年10月27日 ” 平成18年10月31日

会計課 管理課 工事検査課	
教育委員会 総務課 福利給与課 学校施設課 義務教育課 高校教育課 (新しい学校づくり推進室) 社会教育課 スポーツ健康課 学術文化財課 (県史編さん室)	平成18年11月2日

- 2 監査対象期間
平成17年度
- 3 監査の方法
監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、職員からの事情聴取により実施した。
- 4 監査結果処理区分
監査結果は次のとおり区分した。
 - (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 - (2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 - (3) 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- 5 監査の結果
財務に関する事務の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)									
指導 (件)	6	9	2			7			24
注意 (件)						3			3
合計	6	9	2			10			27

6 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
 - ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
 - ① 補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
 - ② 支出負担行為向いの事務処理に不備があり改善を要するもの
 - ③ 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
 - ④ 雑部金振替処理に不備があり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
 - ① 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
- (4) 契約に関する事項
 - ① 予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
 - ② 随意契約の契約方法に不適切な処理があり改善を要するもの